

『令和元年12月18日開催』

総務常任委員会
委員長報告

【令和元年12月定例会】

委員長 奥 富 精 一

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、議案第206号「令和元年度川口市一般会計補正予算（第7号）」のうち、歳出の部、第2款「総務費」及び歳入の部、第15款「国庫支出金」第2項「国庫補助金」第1目並びに第19款「繰入金」及び第21款「諸収入」並びに第2条第2表「繰越明許費補正」のうち、当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、個人番号カード交付事業費にかかわり、交付対象である市内在住の公務員及びその被扶養者への周知の方法について問われ、これに対して、各団体の共済組合から対象者に通知されるとのことでありました。

このほか、財政調整基金繰入金にかかわり、減額後の総額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、個人番号カード交付事業費の増額は、市内在住の公務員と被扶養者に取得を勧奨することに対応したものである。マイナンバーカードの取得に法的義務はなく、個人の選択に任されるべきで、共済組合などを通じて勧奨することは事実上の強制につながるものであり、関連する歳入の個人番号カード交付事務費補助金も含め反対するとの意見。

また、個人番号カード交付事業費は、マイナンバーカードの普及と利活用の促進を図るために交付窓口を拡充するものであり、マイナンバー制度は、市民の利便性向上と行政の効率化、さらに公平・公正な社会の実現に寄与するものであることから賛成するとの意見。

さらに、本市はマイナンバーに関わる情報に対し、サイバー攻撃から守る高度標的型攻撃対策も講じており、市内在住の公務員から率先してマイナンバーカードの取得を促すための費用であり賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、一括採決の結果、「令和元年度川口市一般会計補正予算（第7号）」のうち、歳出の部、第2款及び歳入の部、第15款第2項第1目並びに第19款及び第21款並びに第2条第2表は起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第241号「令和元年度川口市一般会計補正予算（第8号）」のうち、歳入の部、第20款「繰越金」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、「令和元年度川口市一般会計補正予算（第8号）」のうち、歳入の部、第20款は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第231号「専決処分の承認について（令和元年度川口市一般会計補正予算）」のうち、当委員会の所管事項についてを議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で承認することに決しました。

次に、議案第211号「川口市事務手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と

決しました。

次に、議案第240号「川口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、給与改定による財政的影響額について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第212号「川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第213号「川口市自転車等の放置防止条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、自転車等の撤去費用及び登録手数料の引き上げ額の算定根拠について、撤去台数の過去3年間の推移について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、登録手数料の値上げは、これまでの2倍以上の大幅引き上げとなることから反対するとの意見。

また、撤去費用についてはその原因者に、登録手数料についてはその受益者に、応分の負担を求めることであり、公平性の観点から当然のことである。特に、撤去費用の値上げは、放置に対する抑止力となり、放置防止に繋がることが期待できることから賛成するとの意見。

さらに、自転車置場の整備・運営、及び放置自転車対策には多額のコストがかかり、税の公平性の観点からも応分の負担は当然であり、今回の改定は、他市と比較しても高い水準ではないことから賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、本案は起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第223号「財産の無償譲渡について（旧川口市産業文化会館）」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第224号「財産の取得について（新庁舎1期棟備品（カウンター））」ないし議案第230号「財産の取得について（新庁舎1期棟備品（ワゴン））」までの以上7議案を一括議題といたしましたところ、全議案にかかわり、指名に係る要件について、辞退者の辞退理由について等、質疑応答の後、一括採決の結果、議案第224号ないし議案第230号までの以上7議案は、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第214号「川口市債権管理条例」を議題といたしましたところ、第1条の目的に「市民生活の安心の確保」の文言を含まない理由について問われ、これに対して、本条例においては、債権管理に携わる側の責務と徴収

の停止、免除、放棄の要件等を明確にしたものであることから含まないとのことでありました。

このほか、条例制定に至るまでの経緯について等、質疑応答が交わされました。

続いて、本案に対して修正案が提出されたことから、修正案の提出者に対して説明を求めましたところ、次のような説明をいたしました。

債権管理の在り方については、市民生活を壊してまで回収しないこと。滞納は、生活状況のシグナルととらえ、市民生活の支援のきっかけにすることが大切であり、市民生活の安定こそが今後の長期的な納付意欲の向上につながるもので健全な行政運営には、「市民生活の安心の確保」が必然であることから、第1条の目的に追加修正したいとのことでありました。

以上のような説明を徴した後、修正案について質疑を行いましたところ、追加する文言と各条文との整合性について、質疑応答の後、本案及び修正案を一括しての討論へと移行し、まず、第1条の目的において、「市民生活の安心の確保」との文言を盛り込んだ修正案に賛成し、本案には、これらが明文化されていないことから反対するとの意見。

また、本案は、各債権を所管している部署に対して、内部規律の統制を図るもので、公平平等な市民負担による公正な行財政運営に資するという主旨であり、修正案はその主旨にそぐわないことから修正案に反対し、本案に賛成するとの意見。

さらに、地方公共団体における行政運営は、市民生活の安心の確保や市民福祉の向上を目的とするのが大前提であり、修正案の文言をあえて明記しなくても、条例の主旨は十分に担保されていることから修正案に反対し、本案に賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、まず、修正案について採決いたしましたところ、起立者少数にて、修正案は否決されました。

次に、本案について採決いたしましたところ、本案は起立者多数で可決と決しました。

以上で報告を終わります。